

子ども・子育て支援新制度

平成27年4月1日から始まります！



利用できる時間が、
保育の必要性により
変わります

保育料の算定方法が
変わります

一人一人の子どもが、健

やかに成長することが出来
る社会を目指して、平成24

年8月に成立した「子ども・
子育て関連3法」に基づい
て、平成27年4月から「子
ども・子育て支援新制度」
が始まります。

新制度では
認定申請が必要です

新制度では、保育所や認
定こども園の利用を希望す
る場合、町に教育・保育の
必要性の認定申請を行い、
それに基づいて町が認定し
ます。

保育所などの利用に応じ
て、3つの認定区分（下表）
があり、認定を受けた保護
者は、希望する保育所など
の施設に利用の申し込みを
行うことになります。

認定申請は
利用申請時に行います

保育の対象が拡がります
保育を必要とみなす事由
が、これまでの①就労、②
妊娠・出産、③保護者の病
気・障害、④同居親族の介
護・看護、⑤災害復旧に加
え、新たに⑥求職活動中、
⑦就学中、⑧虐待やDVを
受けているまたは受けた恐
れがあるなどが加わります。
子ども・子育て支援新制度
についてのお問い合わせは、
役場福祉課（福祉担当）へ
要になります。

☎ 42-2275（内）2444
子ども・子育て支援新制度
についてのお問い合わせは、
役場福祉課（福祉担当）へ

【3つの認定区分】

認定区分	対象となる子ども	主な利用先
1号認定	満3歳以上で、教育を希望する場合	幼稚園 認定こども園
2号認定	満3歳以上で、「保育の必要な事由」に該当し、 保育所等での保育を希望する場合	保育所 認定こども園
3号認定	満3歳未満で、「保育の必要な事由」に該当し、 保育所等での保育を希望する場合	保育所 認定こども園

新制度では、保育の必要
性によって、認定を受ける
際に、保育標準時間と保育
短時間の利用時間が決まり
ます。

■教育標準時間（幼稚園）

1号認定の子どもは、利
用可能時間が1日4時間を
標準として施設が定める時
間になります。

■保育標準時間

2号・3号認定の子ども
で、保護者がフルタイム勤
務の場合は、1日11時間と
なります。
勤務の場合は、1日8時間
で、保護者がパートタイム
となります。



現在の保育料は、保護者
の町民税と所得税の額によ
り算定しています。

新制度では、町民税の額
により階層区分の決定を行
います。

新制度では、町民税の額
により階層区分の決定を行
います。

松前町の利用者負担額に
ついては、保護者の負担が
大幅に変わらないよう、現
行の額に沿って検討してい
ます。決定しましたら、あ
らためてお知らせします。

※1号認定を受け幼稚園を
利用する場合、新制度では、
現在の定額利用料から、収
入に応じた額に変わります。
町では、現在の定額利用
料から幼稚園就園奨励費補
助の額を差し引いた、保護
者の実質負担額を考慮して
決める予定です。

4月からお子さんの 保育所入所を希望される方へ

平成27年4月1日からの
保育所（園）入所申込受付
を次の日程で行います。



■ 申込用紙交付及び
受付場所
▽ 清部保育所
▽ 松前認定こども園

■ 交付期間
1月19日(月)～30日(金)
午前10時～午後4時

■ 受付期間
2月2日(月)～13日(金)
午前10時～午後4時

※申込用紙は、役場福祉課
でも交付します。
期間内においてになれ
いときは、役場または各
保育所（園）へお申し出
ください。

■ 保育所へ入所できる児童
(保育を必要とする子)は、
児童の親が保育を必要とす
る事由に該当し、かつ同居
の親族などが児童の保育を
できない場合です。

■ 松前認定こども園では、
保育の利用のほか、1号認
定(10ページ参照)に対応
する幼児期の教育を行って
おります(幼稚園)。
幼稚園では、保育料のほ
かに材料費などの実費負担
金がかかります。
※3歳から就学前のお子さ
ん(平成21年4月2日から
平成24年4月1日生まれ)
が対象です。

■ 平成27年度の町内の保育
所及び幼児期の教育施設は、
下表とおりです。
なお、清部保育所、松前
認定こども園とともに、一部
を除き、バスで送迎いたし
ます。

問
42
福 祉 課 (福 祉 担 当)
42
1
2
2
7
5
内
2
4
4

保育所などに関するこ
とは、役場福祉課福
祉担当へ
お問い合わせください。

◆保育を必要とする事由

保育の必要性の基準		申込書添付書類
①	自宅以外で勤めている場合	就労証明書
②	商業等の自営業の仕事をしている場合	稼動状況申告書
③	出産または病気等の場合	母子手帳または診断書
④	同居の病人を常時看護している場合	診断書

①、②の添付書類の用紙は、申込用紙交付日に用意しております。

※認定区分については、10ページをご参照ください。